選挙運動用自動車運転契約書

　平生町　　　　　　　　　選挙候補者　　　（以下「甲」という。）と

　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の運転業務について、次のとおり契約を締結する。

１　業務　公職選挙法第１４１条に定める選挙運動用自動車の運転

２　車種及び登録番号

３　期間　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで（　　日間）

４　契約金額　１日当たり　　　　　円とし、この額に期間中の選挙運動用自動車の運転業務を行った日数を乗じて得た金額とする。

５　請求及び支払

　この契約に基づく契約金額については、乙は、「平生町議会議員及び平生町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」に基づき、平生町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

　なお、平生町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は平生町に請求できない。

この契約を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ１通を所持する。

　　令和年　　月　　日

甲　平生町　　　　　　　　　選挙候補者

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

乙　住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞